

北上市告示甲第29号

北上市地域包括支援センター運営協議会要綱（平成25年北上市告示甲第32号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項及び第115条の46第3項の規定に基づき設置された地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第4号の規定により</u>、北上市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2 協議会は、次に掲げる事項に関し、意見を述べるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p>(組織)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項及び第115条の46第3項の規定に基づき設置された地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号に規定する地域包括支援センター運営協議会として</u>、北上市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2 協議会は、次に掲げる事項に関し、意見を述べるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 地域包括ケアに関すること。</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>(組織)</p>

第3 協議会は、委員15人以内をもって組織し、介護保険法施行規則第140条の66第4号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

第3 協議会は、委員15人以内をもって組織し、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する者のうちから市長が委嘱する。

備考 改正部分は、下線の部分である。